平成29年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果の概要

平成29年度食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100トン以上の事業者)の定期報告の取りまとめ結果は以下のとおりとなった。

1 食品廃棄物等の発生量

平成29年度の食品廃棄物等多量発生事業者による食品廃棄物等の年間発生量は、15,048千トンとなり、前年に比べ0.6%の増加となった。

これを業種別にみると、食品製造業は13,456千トン(前年比0.8%増)、食品卸売業は111千トン(同2.6%減)、食品小売業は914千トン(同2.2%減)、外食産業は567千トン(同0.7%減)となった。

		(単位:干トン)	
業種	平成29年度	(参考)平成28年度	対前年増減率
食品産業計	15, 048	14, 965	+0.6%
食品製造業	13, 456	13, 345	+0.8%
食品卸売業	111	114	-2.6%
食品小売業	914	935	-2.2%
外食産業	567	571	-0.7%

(単位:チトン)

2 食品循環資源の再生利用等実施率

平成29年度の食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用 等実施率は、食品産業全体では91%で、業種別にみると、食品製造業は96%、 食品卸売業は69%、食品小売業は57%、外食産業は43%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、平成31年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で70%、食品小売業で55%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	平成 29 年度	(参考)平成 28 年度	目標値
食品産業計	91%	91%	_
食品製造業	96%	96%	95%
食品卸売業	69%	74%	70%
食品小売業	57%	55%	55%
外食産業	43%	39%	50%

(注)

当該年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量×0.95+減量量)

再生利用等実施率 = 当該年度の (発生抑制量+発生量)

※発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から平成29年度発生原単位を差し引き、 その差異に食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値を乗じた値により推計。

3 公表に同意いただいた事業者数

平成 29 年度の定期報告において、報告内容※を国が公表することに同意いただいた事業者数は 1,622 件(報告数の 50%)であった。

これを業種別にみると、食品製造業は 1,585 件 (事業者数の 52%)、食品卸売業は 119 件 (同 55%)、食品小売業は 283 件 (同 51%)、外食産業は 344 件 (同 46%) となった。

(単位:件)

業種	同意数 A	報告数(事業者数) B	同意いただいた 割合 (A/B)
食品産業計	1, 622	3, 252	50%
食品製造業	1, 585	3, 048	52%
食品卸売業	119	218	55%
食品小売業	283	555	51%
外食産業	344	742	46%

(注)

複数の業種に該当する事業者があるため、食品産業計と業種別の合計は一致しない。

※公表の対象となるのは、定期報告の内容のうち、「事業者名」、「発生原単位」、「当年度の再生利用等の実施率」及び「食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組の内容」。

■ 平成29年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果

1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

平成29年度の食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告を集計した結果、食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100 t 以上の事業者)からの食品廃棄物等の年間発生量は、15,048千 t となった。

その内訳は、再生利用の実施量が11,449千 t (76%) と最も多く、次いで減量した量が1,608千 t (11%) 、廃棄物としての処分量が1,232千 t (8%)、熱回収が444千 t (3%)、再生利用以外が314千 t (2%)の順となっている。

再生利用等実施率については、平成27年に公表した基本方針において、平成31年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は70%、食品小売業は55%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。 平成29年度は、食品製造業、食品小売業が目標に達しているが、目標に達していない食品卸売業、外食産業も含め、業種全体で目標の継続的な達成に向けた取組を進める必要。

年度 平成29年度(定期報告)

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量に占める割合である。

	食品廃棄物等の年間発生量								
区 分	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	用以外	廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量 (※)	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
	千 t (100)	千 t (76)	千 t (3)	千 t (11)	千 t (2)	千 t (8)	千t	%	9
品産業計	15,048	` '	` '	, ,		` '	2,762	91	
	(100)	(81)	(3)	(12)	(2)	(2)	2,702	<u> </u>	7
食品製造業	13,456	10,855	443	1,588	300	270	2,279	96	<u>-</u> 9!
部分肉•冷凍肉製造業	145	133		0	3	9	61	94	
肉加工品製造業	116	108	1	1	2 8	6	25	95	
牛乳·乳製品製造業	86	71	0	1	8	6	57	90	
その他の畜産食料品製造業	627	596		18	7	6	108	98	
水産缶詰・瓶詰製造業	38			0		1	6	99	
海藻加工業	3	3				0	0		
塩干・塩蔵品製造業	3 7 18	3		0 0			1	100	
水産練製品製造業		14	U	0	1	3	3		
冷凍水産物製造業	44 79	38			3 17	3 2 2	21	91	
冷凍水産食品製造業		•		0 8	17	2	208	93	
その他の水産食料品製造業	126	112		8	5		20	96	
■野菜缶詰・果実缶詰・農産保存 食料品製造業(野菜漬物を除く。) 57	53		1	0	3	35	97	
野菜漬物製造業	45	29		13		3	48	96	
しょうゆ製造業	83	•	0	0	8	3 2 1	12	89	
味ぞ製造業	6	3		0	2	1	1	58	
ソース製造業	6 9 5	6			8 2 0	2	3	78	
食酢製造業		4			0	1	0	85	
その他の調味料製造業	88		•	4	5	13	24	85	
甘しゃ糖製造業	451	133		00.4	1		24	96	
てん菜糖製造業	1,365			804			207	100	
砂糖精製業 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造	34 455	29 248		203	<u>5</u> 2	0	8 21	89 99	
業		_		200					
	160	127			28	4	50		
小麦粉製造業	1,421	1,397			23	1	25	98	
その他の精穀・製粉業	21	19		0		1	1	92	
パン製造業	229	221	2 2	0 9	1 3	4	17	98	
┃ ┃菓子製造業 ┃ ┃動植物油脂製造業(食用油脂)	168	136	2	9	3	17	82	92	
	3,207	3,173		3			263	99	
食用油脂加工業	415	404	2	5	3	2	153	99	
でん粉製造業	659	529		82 0	9	39	11	93	
麺類製造業	77	71	1	0	3 9 2 17	4	8	94	
豆腐∙油揚製造業	325	228	0	63	17	17	70	92	
あん類製造業	2	1	0		0		0	49	
冷凍調理食品製造業	96	•	0	0		10	19	91	
そう菜製造業	123		0	9 2 1	1	16	19		
すし・弁当・調理パン製造業	140	4	1	2	0	10	23	93	
レトルト食品製造業	7	5	0 2		0		3	91	
他に分類されない食料品製造業	370	278	2	52	9	29	174	93	

清涼飲料製造業(茶、コーヒー、 果汁など残さが出るものに限る。)	593	446		68	70	9	192	90		
清涼飲料製造業(その他)	23			0		1	43	97		
果実酒製造業	2	2			0	0	0	99		
ビール類製造業	540	402		112	26	1	99	96		
清酒製造業	22	7		6 37	0	9	6	67		
単式蒸留焼酎製造業	694	630		37	8	20	38	96		
蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸 留焼酎製造業を除く。)	140			34	1	4	56	97		
製茶業	4		2 72		0	0		87		
コーヒー製造業	134			52		1	31	95	J	
食品卸売業	(100) 111	(51) 57	(1)	(7)	(8)	(32)	33	69		7
米麦卸売業・雑穀卸売業	20	11			7	2	5	64		
野菜卸売業・果実卸売業	39	16		8	0	2 15	4	65		
生鮮魚介卸売業	6	4				2	4 2 2	73		
食肉卸売業	5	4			0	1	2	83		
その他の農畜産物・水産物卸 売業	3	2				1	0	75		
食料・飲料卸売業(飲料を中 心とするものに限る。)	21	12	0		0	8	16	76		
食料・飲料卸売業(飲料を中 心とするものを除く。)	17	_			1	7	4	61		
食品小売業	(100) 914	(43)	(0)	(0)	(0)	(56) 513	283	57	}	55
各種食料品小売業	653			3	2	361	219	58		
野菜・果実小売業	2	•				0	0	86		
食肉小売業(卵・鳥肉を除	1	0				1	0	45		
く。) 卵・鳥肉小売業	0	0				0		47		
鮮魚小売業	8	8				0	1	98		
酒小売業		Ŭ								
菓子・パン小売業	7	2		0	0	4	1	43		
コンビニエンスストア	232	2 92	0	0		140	59			
その他の飲食料品小売業(コン	202							52		
	10					7	2	52 42		
ビニエンスストアを除く。)					(0)					
ビニエンスストアを除く。)	10	2	(0)	1	(0)	7				5(
ピニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	(100)	(25)	(0) 0	(1)	(0)	7 (7 3)	2	42		5(
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中 心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中	(100) 567	(25) 143 47	(0)	(1)	(0)	7 (73) 413	167	42 43 43		5(
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中 心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中 心とするものに限る。)	10 (100) 567 224	(25) 143 47	(O) 0	(1) (8) 2	(0) 3 0	7 (73) 413 175	2 167 84	42 43 43		5(
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等	10 (100) 567 224	2 (25) 143 47 12	(O) 0	(1) 8 2	(0) 3 0	7 (73) 413 175 61	2 167 84 13	42 43 43 29		50
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店	10 (100) 567 224 73 48 24	2 (25) 143 47 12 8	(O) 0	(1) (8) 2	(0) 3 0	7 (73) 413 175 61 40 18	2 167 84 13 22 5	42 43 43 29 43 36		50
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店 ファーストフード店	10 (100) 567 224 73 48 24 86	2 (25) 143 47 12 8 6 41	(O) 0	1 (1) 8 2 0 0 0 0 0 0	(0) 3 0 0	7 (73) 413 175 61 40 18 44	2 167 84 13 22 5 15	42 43 43 29 43 36 56		50
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店 ファーストフード店 その他の飲食店(ファーストフード店を除く。)	10 (100) 567 224 73 48 24 86 13	2 (25) 143 47 12 8 6 41 2	(O) (O)	(1) (8) 2	(0) 3 0 0 0 0	7 (73) 413 175 61 40 18 44	2 167 84 13 22 5 15	42 43 43 29 43 36 56 34		50
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン (麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン (麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店 ファーストフード店 その他の飲食店 (ファーストフード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス	10 (100) 567 224 73 48 24 86	2 (25) 143 47 12 8 6 41 2	(O) (O)	1 (1) 8 2 0 0 0 0 0 0	(0) 3 0 0	7 (73) 413 175 61 40 18 44	2 167 84 13 22 5 15	42 43 43 29 43 36 56 34		50
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店 ファーストフード店 その他の飲食店(ファーストフード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	10 (100) 567 224 73 48 24 86 13	2 (25) 143 47 12 8 6 41 2	(O) (O)	1 (1) 8 2 0 0 0 0 0 0	(0) 3 0 0 0 0	7 (73) 413 175 61 40 18 44 10	2 167 84 13 22 5 15 3	42 43 43 29 43 36 56 34		5(
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店 ファーストフード店 その他の飲食店(ファーストフード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	10 (100) 567 224 73 48 24 86 13	2 (25) 143 47 12 8 6 41 2	(O) (O)	1 (1) 8 2 0 0 0 0 0 0	(0) 3 0 0 0 0	7 (73) 413 175 61 40 18 44	2 167 84 13 22 5 15	42 43 43 29 43 36 56 34		50
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店 ファーストフード店 その他の飲食店(ファーストフード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス 業(給食事業を除く。) 給食事業	10 (100) 567 224 73 48 24 86 13	2 (25) 143 47 12 8 6 41 2	(O) (O)	1 (1) 8 2 0 0 0 0 0 0	(0) 3 0 0 0 0	7 (73) 413 175 61 40 18 44 10	2 167 84 13 22 5 15 3	42 43 43 29 43 36 56 34		50
ビニエンスストアを除く。) 外食産業 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 居酒屋等 喫茶店 ファーストフード店 その他の飲食店(ファーストフード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	10 (100) 567 224 73 48 24 86 13	2 (25) 143 47 12 8 6 41 2	(O) (O)	1 (1) 8 2 0 0 0 0 0 0	(0) 3 0 0 0 0	7 (73) 413 175 61 40 18 44 10	2 167 84 13 22 5 15 3	42 43 43 29 43 36 56 34		56

[※] 発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から平成29年度発生原単位を差し引き、 その差異に食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値を乗じた値により推計。

2 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品廃棄物等多量発生事業者の食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が8,815千 t (81%) と最も多く、次いで肥料が1,718千 t (16%)、メタンが501千 t (5%)、油脂及び油脂製品が380千 t (4%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が31千 t 、エタノールが3千 t の順となっている。

年度 平成29年度 (定期報告)

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している 用途別の実施量に占める割合である。

			食品	引リサ	イク	ル法で	で規定して	いる用途別	の実施量		
区 分	合		肥	料	餇	料	メタン		る燃料及 び還元剤		,
	(100)	千t	(16)	千t	(81)	千t	千 t (5)	千 t (4)	千 t (0)	千 (0)	t
食品産業計		,449		1,718		8,815				1 ' '	3
食品製造業	(100)		(14)	,	(79)	-,	(4)	(2)	(0)	(0)	Ť
	10,	,855		1,534		8,600	464		22		3
部分肉•冷凍肉製造業		133		29		70	0	30	4		
肉加工品製造業 牛乳·乳製品製造業		108		19		64	1	23	1		
十孔・孔製品製造業 その他の畜産食料品製造業		71 596		25 130		40 424	0 0	41	ا ر		U
						34	0	1			
一		38 3		3 3		0	0		0		
塩干・塩蔵品製造業		7		0		7		0			
水産練製品製造業		14		4		7	0	1	0		
冷凍水産物製造業		14 38		5		31		1	0		
冷凍水産食品製造業		60		13		45 88	0	2	0		
その他の水産食料品製造業	<u>,</u>	112		10		88	0	14			
野菜缶詰・果実缶詰・農産保 食料品製造業(野菜漬物を除く。	子 \	53		38		14	1		0		
		29		18		11	0				
しょうゆ製造業		73				64	0	2	0		
味そ製造業		29 73 3		6 2		1	0				
ソース製造業 食酢製造業		6		4		1	1	0			
食酢製造業		4		2		2	0				
その他の調味料製造業		65		44		18 31	1	0	1		
甘しゃ糖製造業		133		99							3
てん菜糖製造業		560				560					
砂糖精製業 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製	<u>_</u>	29		2		26	 	 	1		
	므	248		10		233	0	5	0		
		127		20		92		15			
小麦粉製造業	1,	,397		4		1,393		0			
その他の精穀・製粉業		19		6 16		13	0	0			
パン製造業		221				202	2	1	1		
菓子製造業		136		42		81	8	3	2		
動植物油脂製造業(食用油脂) 工業を除く。)	^Л 3,	,173		107		3,004		62			
・ 食用油脂加工業		404		18		376	0	q	1		
でん粉製造業				14			0				
 		529 71		15		515 51	1	3	0		0
豆腐·油揚製造業		228		45		177	4	3	0		0
┃ あん類製造業		1		0		1	0				
冷凍調理食品製造業		85		38		35 26 81	8	4	0		
そう菜製造業		97		61 38		26	5	5	0		0
そう菜製造業 すし・弁当・調理パン製造業		127		38		81	2	4	0		0
┃ ┃ ┃レトルト食品製造業	_	85 97 127 5 278		4		U	U	0	0		
他に分類されない食料品製造業	€ [2/8	L	157	<u> </u>	107	9	4	1	L	

	,		.	.	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、 果汁など残さが出るものに限る。)	446	348		37	0	5	
清涼飲料製造業(その他)	20	10	3	6	0	2	0
果実酒製造業	2	2	0			0	
ビール類製造業	2 402	2 3	0 398	0			
清酒製造業	7	1	6 154		0		0
単式蒸留焼酎製造業	630	106	154	370		0	0
蒸留酒•混成酒製造業(単式蒸	63	5	57	1		0	0
留焼酎製造業を除く。)		4	^				
製茶業コーヒー製造業	2 6		U			Λ	
	(100)	(45)	(28)	(8)	(18)	(1)	(-)
食品卸売業	57	25	16		10	0	0
米麦卸売業・雑穀卸売業	11	2	2	0	8		
野菜卸売業・果実卸売業	16	14	1	0	0		
生鮮魚介卸売業	4	0	3		1		
食肉卸売業	4	0	3 2		2	0	
その他の農畜産物・水産物卸	2	2	0	^	0		
売業			U	U	U		
食料・飲料卸売業(飲料を中	12	4	4	3		0	
心とするものに限る。)							
食料・飲料卸売業(飲料を中	8	3	4	1	0	0	0
心とするものを除く。)	(100)	(30)	(42)	(7)	(19)	(2)	(0)
食品小売業	394	119		* /	74	7	0
各種食料品小売業	287	104	131	18	29	5	0
野菜・果実小売業	2	1	0				
食肉小売業(卵・鳥肉を除							
(a)	0	0	0		0		
卵・鳥肉小売業	0	0			0		
鮮魚小売業	8	0	8		0		0
酒小売業							
菓子・パン小売業	2	0	2	0	0	0	
コンビニエンスストア その他の飲食料品小売業(コン	2 92	12	25	9	44	1	
その他の飲食料品小売業(コン	2	1	0	0	0	0	
ビニエンスストアを除く。)		(07)		(2)			(0)
外食産業	(100) 143	(27)	(23)	(3)	(44)	(2)	(0)
食堂・レストラン(麺類を中							U
心とするものを除く。)	47	13	13	3	17	0	0
食堂・レストラン(麺類を中							
心とするものに限る。)	12	7	2	0	2	0	
居酒屋等	8	2	2	0	4	0	0
	6	3	3	0	0	0	
ファーストフード店	41	4	2	0	35		
ファーストフード店 その他の飲食店(ファースト	٠	4	4	0	4	Λ	
フード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス	2	1]	0	1	U	
持ち帰り・配達飲食サービス	8	1	2	0	3	1	
業(給食事業を除く。)	0				3		
給食事業	6	1	4	0	1	0	0
沿海旅客海運業							
内陸水運業							
結婚式場業 旅館業	1	1	0	0	0		0
T/2 4/2 34	12	6	. 1	. 1	ı 1		Ī